令和7年度 事業計画

第1 教習の充実と法定講習等各種講習の適正かつ効果的な推進

1 教習水準の一層の向上

学科教習及び技能教習が、ともに、より安全意識の高い交通社会人の育成や道路交通の安全に寄与するよう、初心運転者の事故率等を指標として常に見直しを行い、教習水準の一層の向上が図られるよう促す。

特に、学科教習については、令和６年７月、教習及び業務デジタル化調査研究小委員会におけるオンライン学科教習に関する検討事項及び全指連からの要望が反映された警察庁運転免許課長通達が発出されたことを受けて、引き続き、オンライン学科教習の適正かつより効果的な実施に努める。

2 運転経歴証明書の利用による SD カード取得の推奨及び推進

（１）自動車安全運転センターに対する要望と連携した取組

運転経歴証明書の利用による SD カード取得（以下「SD カード取得」）により卒業生の安全運転を促すとともに、教習所が卒業生の運転行動に係るデータを把握し、これを教習水準の維持向上のための指標として活用することができるよう、SD カード取得を促すための対策を推進する。なお、自動車安全運転センターに次の事項を要望したことを踏まえ、引き続き同センターとの緊密な連携に努める。

ア　SD カード取得に係る違反・事故分析の高度化及び分かりやすい資料の提供

SD カード取得が、初心運転者事故率の低減及びその後の安全運転意識の向上につながることなどを分析・調査し、また、分析の高度化を図ること、並びに SD カード取得をした教習生の初心運転者としての違反・事故の状況等を分かりやすい資料としてまとめ、提供すること。

イ　SD カード取得に関する委託契約の見直し

SD カード取得推進のための広報の委託契約は都道府県協会を介して行うこと、並びに基本事務費及び実績に応じた委託費について増額改定を検討すること。

ウ　警察庁による推奨の通達（事務連絡）の発出の検討

指定自動車教習所における教習水準の維持向上等の観点から、SD カード取得の効果的な活用を推奨するよう、警察庁交通企画課及び運転免許課による通達（事務連絡）の発出を検討してもらうこと。

（２）初心運転者事故防止対策推進奨励金制度の活用

教習所における教習生のSDカード取得のための方策の強化等により初心運転者の事故防止対策を総合的に進めている都道府県協会の取組を支援するため、令和６年に新設された初心運転者事故防止対策推進奨励金制度を効果的に活用する。

３ 各種競技大会の開催等

（１）全国指定自動車教習所教習指導員技能研修大会の開催

令和２年以来中断していた教習指導員技能競技大会を、教習指導員の技能教習方法の向上のための研修的要素を加味したものに改め、令和７年６月19日（木）・20日（金）に、鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて、全国指定自動車教習所教習指導員技能研修大会を開催する。

（２）全国指定自動車教習所学科教習競技大会の開催

令和７年10月30日（木）、第16回全国指定自動車教習所学科教習競技大会を開催する。

４ 各種資格取得等教習指導員のリスキリングを促すための対策等の推進

（１）新任運転適性指導員課程入所者等に対する助成の実施

法定講習、ブラッシュアップ講習等の運転免許取得者に対する再教育の充実を図るため、安全運転中央研修所の新任運転適性指導員課程、現任運転適性指導員課程及び現任運転習熟指導員課程の入所者に対する助成制度を継続して実施する。

（２）交通心理士の資格取得の推奨

日本交通心理学会の交通心理士等の資格取得には人材開発支援助成金が活用できることの周知を図るとともに、交通心理士の資格取得を進める教習所の賞揚や試験合格者を機関誌「自動車学校」に掲載するなど、交通心理士資格取得を推奨するための施策を推進する。

（３）その他

人材開発支援助成金は、新任検定員指導課程等各種資格取得のための訓練に活用できることから、その更なる周知を図る等、教習指導員の資格取得と能力向上を促すとともに、教習指導員が各種団体の行う研究会、講演会等へ参加することを促し、修得した技能・知見等を教習の充実に反映させるよう努める。

５ 高齢運転者等に関する取組

（１）高齢者講習における運転技能診断システムの普及・活用についての調査研究

第 14 次長期ビジョン研究会の研究結果を踏まえ、全指連協力の下、高齢運転者の安全運転意識の醸成及びその運転寿命の延伸を目的に開発に取り組んだ「運転技能診断システム（Satry）」（トヨタ自動車及び新明工業が共同開発）が完成した。今後、その普及・活用に努めるとともに、取得したデータに基づき高齢者の運転寿命の延伸に向けた同システムの更なる活用方策について、引き続き調査研究を行う。

（２）高齢運転者支援指導員研修

令和７年 10 月 22 日（水）から 24 日（金）まで、高齢者講習に従事する高齢者講習指導員（定員 50 人）を対象に実施する。研修と併せて、研修の受講者を対象に、高齢運転者支援士補の第 13 回認定試験を 10 月 24 日（金）に実施する。また、高齢運転者支援士の認定試験（第７回）を実施する。

（３）高齢運転者支援のための施策の推進

高齢運転者に対する支援をより効果的に展開することを目的として、高齢者講習担当者向けに令和元年７月に発行した『高齢運転者支援のハンドブック』の更なる活用を図る。

（４）認定教育等の積極的な活用の促進

高齢者講習等と同等の効果がある認定教育等の料金に係る消費税が非課税とされたことなどを受けて、引き続き認定教育等の積極的な活用を促す。

６ 障害者の運転支援に向けた取組

（１）障害者教習指導員研修

令和７年 10 月８日（水）から 10 日（金）まで、障害者に対する教習に従事する教習指導員（定員 50 人）を対象に実施する。

（２）発達障害者教習支援指導担当者研修

令和７年７月９日（水）から 11 日（金）まで、教習指導員等発達障害者の教習を支援する実務担当者（定員 50 人）を対象に、発達障害者教習支援指導担当者研修を実施する。

（３）高次脳機能障害者の運転再開支援に関する取組

平成 30 年度にとりまとめた『高次脳機能障害を有する運転免許保有者の運転再開に関する調査研究委員会報告書』及び令和２年４月に発行した『教習所職員のための高次脳機能障害者支援マニュアル』を活用し、会員教習所における高次脳機能障害者の運転再開支援の取組を進める。

また、日本安全運転医療学会と連携し、医師、作業療法士や教習指導員等相互の連携に資する制度について検討する。

（４）運転補助装置の配備による障害者等の運転再開等に向けた支援

令和６年度に続き本年度も、四肢及び体幹機能障害や高次脳機能障害等を持つ方々の運転再開及び運転免許取得に向けた支援事業として、障害者の教習に必要な運転補助装置の配備を、（一社）日本損害保険協会が実施する「自賠責運用益拠出事業」の補助を受けて推進する。

７ 外国人に関する取組

自動車運送業の人手不足などから、特定技能制度に基づき外国人が従事できる事業分野に「自動車運送業」（トラック、バス、タクシー）が追加されたことに伴い、当該在留資格で令和６年４月からの５年間に最大で 24,500 人の外国人の入国が認められることとなった。これを受け、同外国人に係る、いわゆる「外免切替」をはじめとした国内免許取得のための手続の円滑化及び本邦の道路交通への安全かつスムーズな適応に向けた協力を行うべく、警察庁及び関係団体等と連携した取組に努める。

８ その他指導員講習の推進

（１）ブラッシュアップ講習指導員講習

国家公安委員会の「交通安全教育指針」に明記されている「免許取得後の交通安全教育」（生涯学習）の一環として創設したブラッシュアップ講習制度について、その充実を図るべく、実務担当者研修会を２回程度開催して指導者の育成を図るほか、実施教習所数の拡大、社会的な認知度の向上及び講習制度の定着化に向けた取組を推進する。

（２）高速教習指導員研修

令和７年 11 月４日（火）から７日（金）まで、自動車安全運転センター安全運転中央研修所に委託して、高速教習に従事する教習指導員（定員 33 人）を対象に実施する。

９ 各種教本の見直し、改訂等

全指連が発行する次の教本について、所要の見直し、改訂等を行う。その際、教本の利用者からの幅広い意見、要望等を踏まえ、視覚に訴える方法を採り入れるなど、分かりやすさの向上や使いやすさの向上に努める。また、競合他社との競争に耐え得るよう、内容の充実に努め、質の高い教本を目指す。また、印刷・製本・発送に係るコストが上昇しているが、価格の見直しについては最小限のものとなるよう努める。

①　『指定自動車教習所実務必携』

②　『普通自動車（一種）指導要領例』

③　『普通自動車（二種）指導要領例』
④　『指定自動車教習所の教習の標準』
⑤　『指定自動車教習所業務指導の標準』
⑥　『運転免許技能試験の実務必携』
⑦　『みんなを守る安全運転』（運転免許保有者講習用）
⑧　『いつまでも安全運転を続けるために』（高齢運転者講習用）

第２　教習所の適切な運営管理

１　情報セキュリティ対策の推進

教習所業務のデジタル化を進めるに当たり、都道府県協会及び会員教習所において一定の情報セキュリティの水準の確保が必須であることから、引き続き、サイバーリスク保険（後掲６（３））への加入を促すなど、情報セキュリティ対策の取組を推進する。

２　設置者・管理者研修会の実施

（１）設置者研修会

令和７年７月 15 日（火）、新たに就任した設置者及び本研修未受講で受講を希望する設置者を対象に実施する。

（２）新任管理者研修会

令和７年７月３日（木）・４日（金）、新任管理者及び都道府県協会の新任専務理事等約 200 人を対象に実施する。

３　指定自動車教習所公正取引協議会（指公協）との連携

都道府県協会専務理事会議と指定自動車教習所公正取引協議会（指公協）支部事務局長会議との併催を行うなどにより、指公協との連携を推進し、公正競争規約の遵守に努める。

４　適正な個人情報保護の推進

（１）指定自動車教習所業における個人情報保護指針の適正な運用

各会員教習所において、指定自動車教習所業における個人情報保護指針をもとに、教習所事業者個人情報保護規程を策定することを促しており、引き続き、指針の適正な運用を図る。

（２）認定個人情報保護団体としての適正な業務の推進

全指連は、平成 26 年 10 月９日、国家公安委員会から認定個人情報保護団体としての認定を受けているところ（令和７年２月１日現在の対象事業者数は 998 所）、引き続き、個人情報保護委員会と緊密に連携し、適正な

認定業務を推進する。

５ 教習･講習中における不祥事案の防止

教習・講習中における各種不祥事案に係る情報の収集分析を行い、その結果を都道府県協会及び会員教習所に提供することにより、再発防止を図る。

６ 教習所対象各種保険事業等の推進

（１）教習所業務実施中の事故に対する保険

教習所の管理下で発生する事故に係る賠償リスクに対応するため、（一財）全国中小企業共済財団（全共済）と連携し、指定自動車教習所総合補償保険及び高齢者講習や認定教育等に伴う見舞金制度（運転免許取得者教育見舞金保険）の活用の促進に努める。

（２）教習所職員用保険

教習所職員の福利厚生対策として、全共済等と連携し、生命共済等各種共済保険の効果的な運用に努める。

（３）個人情報及び法人情報の漏洩等に対する保険

教習所が取り扱う個人情報及び法人情報のウイルス感染や不正アクセス等による漏洩、ランサムウェア等によるサイバー攻撃を受けた場合の損害賠償費用、対応費用等を補償するサイバーリスク保険を、全共済と連携して令和５年 10 月から運用を開始しており、その加入促進に努める。

（４）損害保険団体制度

三井住友海上火災保険（株）と連携して令和５年 10 月から運用を開始した会員教習所及びその役職員等向けの自動車保険を中心とした損害保険団体割引制度について、引き続き、活用の促進に努める。

第３ 教習所の事業発展のための施策の推進

１ 指定自動車教習所業務のデジタル化の推進

教習及び業務デジタル化調査研究小委員会において、必要に応じ、教習や業務のデジタル化の適切な推進について調査研究を行う。

２ 指定自動車教習所における人材確保･活用のための取組の推進

（１）ガイドラインの策定・普及等

ア　人材活用

働き方改革・人材活用に関する調査検討小委員会において、指定自動車教習所における人材の採用・定着、育成・活躍等の人材活用を支援するためのガイドラインを策定し、ガイドラインの周知・普及を図る。ま

た、教習指導員の各種資格取得を推奨する（**第1-4**参照）。

イ　ダイバーシティ経営の促進

（ア）高齢者

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の委託事業として設置された指定自動車教習所業高齢者雇用推進委員会において、会員教習所の職員が 70 歳まで働けるような方策を示すため、高齢者雇用推進ガイドラインを策定し、その周知・普及を図る。

（イ）女性

女性活躍推進調査研究小委員会において、女性の活躍を一層推進する観点から策定されたガイドラインの周知・普及を図る。

（ウ）外国人

「特定活動（告示第 46 号）」の在留資格を取得した者は、教習指導員等の資格審査に合格すれば、教習指導員等として制約なく活動することが可能であることから、同在留資格の活用につき更なる周知を図る。

（参照）「外国籍の教習指導員の活躍範囲の拡大について」（令和６年 10 月 11 日付け全指連発第 202 号）

（２）指定自動車教習所の広報の一層の推進

令和６年９月に実施した人材活用に関する調査において、教習指導員の仕事が知られていないのではないか等の意見が寄せられたことも踏まえ、指定自動車教習所が果たしている社会的役割や指定自動車教習所の仕事への理解の促進を図ることを目的として、指定自動車教習所の広報の一層の推進を図る（**第4-2**、**第5-3**参照）。

（３）都道府県協会における人材確保に向けた取組

「働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）」は、人材確保に向けた取組の事業等を行った事業者団体が支給対象となっている。そのため、都道府県協会に対して必要な情報提供を行い、都道府県協会において、会員教習所及びその職員の実態把握とともに当該助成金の活用等により、人材確保に向けた取組を推進するよう推奨する。

３　教習車両及び教習カリキュラム等の在り方に関する調査研究への的確な対応

近年の社会情勢等に応じた教習内容の充実、より効果的な教習の推進等を目的に警察庁と合同で実施している「教習車両及び教習カリキュラム等の在り方に関する調査研究」に、引き続き積極的に参画し、必要な制度改正等の実現を目指す。

４ 税制･助成金等の活用の促進

（１） 中小企業経営強化税制の活用の促進

中小企業者である指定自動車教習所は、中小企業経営強化税制（令和８年度末まで）の適用により、生産性向上の要件を満たす運転シミュレーター、視力検査器等の対象設備を取得した場合には、初年度における即時償却又は税額控除（企業規模により７％又は 10%）を受けることができる。

全指連は、当該税制において、対象設備が生産性向上の要件を満たすことを証する証明書を発行する団体として中小企業庁から指定されており、引き続き、当該税制の活用の促進を図る。

（参照）「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書の発行について」（平成 29 年３月 16 日付け全指連発第 33 号）

（２） 経営支援施策に関する情報発信

『自動車学校のための助成・優遇制度活用ハンドブック』（令和７年度版）を発行する。

また、機関誌「自動車学校」に連載「教習所経営者が知っておきたい経営支援施策」を掲載し、中小企業施策を中心とした施策を紹介するとともに、経営に困難を抱える教習所経営者からの相談に適切に対応する。

（３）大型 AT 免許等に係る教習車両導入に関する負担軽減措置についての検討

大型 AT 免許等制度の施行に係る教習車両の円滑な導入を促進すべく、初期設備投資に係る負担の軽減を図るため、令和８年度以降に指定自動車教習所が大型 AT 教習車両を整備する場合において、関係省庁等と連携した負担軽減措置について検討する。

５ 教習ローン制度の適正な活用

教習生を支援するため、ファイナンス企業との連携を図り、教習ローン制度の適正な活用を促進する。

６ 入所者数の平準化に向けた取組の推進

全指連、都道府県協会及び会員教習所が一体となって、入所者数の平準化に向けて、①広報活動の推進、②要望活動の推進及び③近隣の高校との協力関係の醸成に取り組む。また、平成 30 年９月、文部科学省から各都道府県教育委員会等宛てに発出された文書「高等学校等における生徒の運転免許の取得に係る留意事項等について」を活用した取組を引き続き推進するとともに、取組の検証・改善を図ることにより、更なる成果につなげる。

（参照）

・　「「入所者数の平準化に向けた取組～「三ない運動」の動向と交通安全教育の積極的な推進～」の一部変更について」（令和５年１月 24 日付け全指連発第６号）
・　「高校生の自動車教習所への入所に関する要望を受けた文部科学省からの文書の発出について」（平成 30 年９月 11 日付け全指連発第 196 号）

７ 手数料と委託料の乖離是正に関する取組の推進

引き続き、高齢者講習等及び仮免許事務の委託契約に関する実態調査を行い、調査結果を都道府県協会及び警察庁に情報提供するなど、手数料と委託料との乖離是正に向けた取組を推進する。

８ 長期ビジョン研究会による調査研究

令和６年度に発足した第 16 次長期ビジョン研究会（幹事長を除き 23 都道府県から 23 名が参加）について、２年間の任期の中間期である 11 月に、調査研究の進捗状況の発表を行う。

９「指定自動車教習所を応援する議員連盟」との連携

自由民主党の「指定自動車教習所を応援する議員連盟」（会長：平沢勝栄衆議院議員）に対しては、これまでも指定自動車教習所が抱える課題についての情報発信や要望を行ってきたところ、引き続き、緊密な連携を図る。

第４ 交通安全教育その他公益活動の推進

１ 交通安全関係機関・団体との連携による活動

（１）交通安全活動の推進

令和３年３月に決定された第 11 次交通安全基本計画の周知を図るとともに、全国交通安全運動やシートベルト・チャイルドシート着用推進キャンペーンに参加するなど、交通安全関係機関・団体との連携による活動等を推進する。

（２）自動車安全運転センター安全運転中央研修所との緊密な連携

ア　高速教習指導員研修の実施の委託（前掲**第1-8**（２）参照）

イ　安全運転中央研修所実技教官候補者の推薦

自動車安全運転センターからの安全運転中央研修所実技教官の推薦依頼に基づき、都道府県協会に対し適任者の推薦を依頼するなど、実技教官候補者を推薦する。

ウ　入所者募集に係る協力

安全運転中央研修所における教習所関係の各種研修課程の予約空き

情報を会員教習所に提供するなど、入所者募集に係る必要な協力を行う。

エ　教習指導員（普通）課程の効果的な運用

安全運転中央研修所の教習指導員（普通）課程は、令和７年度中に合計 11 回 363 人を対象に行われる予定であることから、自動車安全運転センターと連携し、その効果的な取組を推進する。

オ　運転技能検査員・高齢者講習指導員課程の試行実施

九州各県の教習指導員を対象に、福岡県内の教習所において行われる運転技能検査員・高齢者講習指導員課程の試行実施に係る必要な協力を行う。

２ 地域における交通安全教育センターとしての活動

「指定自動車教習所広報月間」、「指定自動車教習所の日」（６月 25 日）や「教習所の一日開放」と連動した幼児、高齢者等に対する交通安全講習会の開催等地域における交通安全教育センターとしての活動を促進し、交通安全思想の普及を図るとともに、この場を活用して指定自動車教習所の使命、業務等への地域の理解が深まるよう努める（**第3-2**（２）、**第5-3**参照）。

第５ 全指連としての適切な業務運営

１ コンプライアンスの徹底

会員教習所における業務遂行上の交通事故等の防止に努めるとともに、各種法令の遵守等、コンプライアンスの徹底を図る。

２ 各種情報の収集・伝達

（１）実態調査自動集計システムの活用

各会員教習所から全指連ホームページの入力画面に直接入力して自動集計する実態調査自動集計システムを有効に活用して、教習所の規模等の基本情報を収集し、教習所関係統計を作成・提供する。

（２）全指連ホームページの会員向け情報のページ等の活用

引き続き、全指連と都道府県協会との間のグループウェアや全指連ホームページの会員向け情報のページについて、必要な見直しを行い、全指連から発出する通知等各種情報を都道府県協会及び会員教習所に対し迅速に伝達する。

３ 指定自動車教習所の広報

（１）「指定自動車教習所広報月間」の実施

令和７年６月１日から６月 30 日までの１か月間、「指定自動車教習所広

報月間」を実施して、指定自動車教習所シンボルマーク、「指定自動車教習所の日」（6月 25 日）の広報を図るほか、ホームページ、広報パンフレット「指定自動車教習所」及び機関誌「自動車学校」による広報を行う。各会員教習所においても、この期間に集中的に地域住民向けの交通安全講習等の実施に努める（**第3−2**（2）、**第4−2**参照）。

（2）指定自動車教習所シンボルマークの普及

指定自動車教習所シンボルマークのバッジ等の斡旋や事務用品、名刺等への掲載などにより、指定自動車教習所シンボルマークの普及を図る。

（3）広報パンフレット「指定自動車教習所」の活用

広報パンフレット「指定自動車教習所」（令和５年 11 月改訂）を、各種の行事や部外の関係者に対する説明の機会等様々な機会をとらえて、指定自動車教習所への理解の促進のために活用する。

（4）機関誌「自動車学校」の充実

機関誌「自動車学校」の充実を図るとともに、引き続き、編集方針、内容等について必要な見直しを行い、効果的な誌面づくりに努める。

（5）情報誌『gear change ギア・チェンジ』の発行

引き続き、編集委員会において、情報誌『gear change ギア・チェンジ』の誌面・記事について工夫を凝らしつつ、発行に向けた取組を推進する。

（6）指定自動車教習所検索ポータルサイトの更なる活用

指定自動車教習所検索ポータルサイトは、特に高齢者講習、障害者教習等の検索で利用者の利便性に寄与していることから、引き続き、更なる活用に取り組む。

4 災害被害を受けた教習所に対する見舞金の贈呈

災害による被害を受けた教習所に対して、「台風・地震等災害見舞金基準」に基づき見舞金を贈呈する。

5 安定した運営基盤の確立に向けた取組

（1）運営基盤の確立に向けた取組の継続的推進

業務全般について一層の合理化・効率化を図り、人的・物的コストの削減を行うとともに、新たな収入源の確保に努めるなどの取組を推進する。

（2）全指連の法人税課税の見直し（普通法人化構想）の検討

法人課税の在り方に関し、法人税法における全指連の法人区分を「非営利性が徹底された法人」から「普通法人」に変更することの適否について検討し、必要に応じ所要の措置を講じる。

（3）資産の有効活用

全指連の流動資産のうち現金預金の一部を活用して資産運用を行い、利息収入の拡充を図ることにより、安定した財政基盤の確立に寄与する。

６ 全国大会の開催

令和７年 11 月 11 日（火）、第 58 回指定自動車教習所全国大会を開催する。

７ 各種会議の開催

次のとおり各種会議を開催する。

（１）総　会　　令和７年６月９日（月）

（２）理事会　　令和７年５月 23 日（金）及び令和８年３月

（３）監事会　　令和７年５月 15 日（木）

（４）会長副会長会　　令和７年度内に４～５回程度

（５）専門委員会等

①　総務委員会、経営委員会及び教習教育委員会の専門委員会　１～２回程度

②　専門委員会の下に置かれた働き方改革・人材活用に関する調査検討小委員会、女性活躍推進調査研究小委員会、教習調査研究小委員会、教習及び業務デジタル化調査研究小委員会及び高齢運転者支援小委員会運転技能診断に関する調査検討部会　必要に応じ適宜

（６）都道府県協会専務理事会議　　令和７年 10 月 29 日（水）